

≪概要説明≫

【Ⅰ. 理学部教授会及び学府理学系運営委員会】

1. 令和5年1月理学部臨時教授会及び融合理工学府理学系臨時運営委員会議事録(案)について (資料1)

令和5年1月10日開催の理学部臨時教授会及び融合理工学府理学系臨時運営委員会議事録(案)について確認いただくもの。

2. 議題

(1) 大使館推薦による国費外国人留学生(学部留学生)の受入れについて

(資料2)

大使館推薦による国費外国人留学生(学部留学生)の受入れについて、資料2に基づきご審議いただくもの。

(2) 令和5年度理学部非常勤講師任用計画について (ENGINE分) (資料3)

令和5年度理学部非常勤講師任用計画について (ENGINE分)、資料3に基づきご審議いただくもの。

3. 報告事項

(1) 令和5年1月代議員会について (資料4)

令和5年1月12日開催(オンライン会議)の代議員会について、資料4に基づき報告するもの。

(2) 令和5年1月教育研究評議会について (資料5)

令和5年1月12日開催の教育研究評議会について、資料5に基づき報告するもの。

【Ⅱ. 理学研究院教授会】

1. 令和4年12月理学研究院教授会議事録(案)について (資料6)

令和4年12月15日付け文書(メール審議)の理学研究院教授会議事録(案)について確認いただくもの。

2. 議題

(1) 千葉大学名誉教授候補者の推薦について (資料7-1~7-3)

名誉教授候補者の推薦について、資料7-1~7-3に基づきご審議いただくもの。

千葉大学名誉教授の称号授与に関する規程(抜粋)

(資格)

第2条 名誉教授の称号は、次の基準により授与する。

- 一 本学教授として15年以上勤務し，教育上又は学術上特に功績のあった者
- 二 前号の勤務年数に達しないが，教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者  
(在職期間等の通算)

第3条 本学教授として7年以上勤務した者については，次に掲げる期間を前条第1号の勤務年数に通算することができる。

- 一・二 (略)
- 三 千葉大学グランドフェローとして活動を行った期間  
(選考手続)

第5条 名誉教授は，学長が選考する。

2 学長は，前項の規定による選考に当たり，部局長等（国立大学法人千葉大学の組織に関する規則第11条，第12条，第14条から第16条まで，第30条及び第31条の組織のうち，専任教員が置かれる組織の長をいう。以下同じ。）に推薦を求めることができる。

3 学長は，前項の推薦があったときは，教育研究評議会に諮り，出席者の3分の2以上の同意を得て，名誉教授の称号を授与する。  
(授与の時期)

第6条 名誉教授の称号の授与は，当該教授の本学における定年年齢に達した日の翌年度（第3条第3号の期間を通算し，第2条第1号の基準を満たす者については，基準に達した日の翌年度）の4月1日付けで行うものとする。ただし，前条第4項及び第5項の選考手続を経て行う名誉教授の称号の授与は，当該学長等の退任後速やかに行うものとする。

## (2) 千葉大学大学院理学研究院附属膜タンパク質研究センター長の推薦について

### (資料8)

本年度末で任期満了となる大学院理学研究院附属膜タンパク質研究センター長の推薦について，資料8に基づきご審議いただくもの。

## 3. 報告事項

### (1) なし